

すみれ介護相談センター

# 運 営 規 程

公益財団法人 会田病院

(事業の目的)

第1条 公益財団法人 会田病院（以下「法人」という。）が開設する「すみれ介護相談センター」（居宅介護支援事業所。以下「事業所」という。）は、介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援事業（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すみれ介護相談センター
- (2) 所在地 福島県西白河郡矢吹町本町 198

(運営の方針)

第3条 事業所は、要介護者の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう配慮するものとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者又は家族の意向を尊重したうえで、居宅サービス計画書の作成に当たり、作成された計画書は利用者又は家族の同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画書の作成に当たっては利用者又は家族に対して、指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の正確かつ適正な情報を提供するものとする。
- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画書原案に位置付けた居宅サービス事業者の担当者から、当該原案に関する専門的見地からの意見を求めるものとする。
- 5 事業所は、事業の運営に当たり市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及びその他の関係施設との連携に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所には、次の職員を置くものとする。

- (1) 管理者 1名
  - (2) 介護支援専門員 1名以上
- 2 前項の職員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 管理者は、主任介護支援専門員の資格を有し、事業所職員の管理、居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況及びその他事業所運営について一元的な管理を行う。
  - (2) 介護支援専門員は、居宅介護支援事業の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日祝祭日及び 12月31日から 1月3日までを除く  
平日及び土曜日
- (2) 営業時間 始業 8時30分  
終業 17時  
ただし、土曜日は終業を 12時30分とする。
- (3) 緊急連絡等 緊急時の場合は電話等を利用し、24時間連絡が取れる体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及びその他の費用の額)

第6条 居宅介護支援の内容及び提供方法等は、別紙のとおりとし、通常事業の利用料の額は厚生大臣が定める額を基準とする。

2 次条に定める通常事業の実施地域を越えて事業を行った場合は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。事業所地域の境界から1キロメートルあたり50円(消費税別途)を徴収する。この場合、利用者又は家族に対し事前に説明し、同意を得た証として文書に署名捺印を受けるものとする。

(通常の実施地域)

第7条 事業所の通常事業の実施地域は、矢吹町、鏡石町、白河市(一部地域)、泉崎村、天栄村(一部地域)とする。但し、その他の地域でも希望者については相談に応じる。

(機密の保持)

第8条 事業所の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の機密を他に漏らしてはならない。また、職を離れた場合も同様とする。

(サービス事業者との関係)

第9条 事業所は、居宅サービス計画の作成において、居宅サービス事業所の選定については、利用者又は家族の意向を尊重し行うものとする。

2 事業所、管理者及び職員は、居宅サービス計画の作成に関し、当該関係者から金品又はその他財産上の利益の收受を受けてはならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、適質の運営を維持するため、別に定める苦情処理対策を講じる。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、事業所が賠償すべき責が生じた場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計区分)

第12条 事業所の財産は、法人より区分経理された事業所用財産及び事業に伴う収入等をもって構成する。

2 財産は事業所運営に必要なものであって、財産目録中にはそれぞれを区分記載する。

3 事業所の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(記録の保存)

第13条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 諸記録の保存年限は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画書及びその関係する諸記録は、完結日後5年間とする。

(2) その他の記録については、法人の定めに準ずるものとする。

(細則の制定)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、法人理事長が定める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(災害時の対応に関する事項)

第16条 地震、噴火等の天災、その他事業者の責に帰する事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、一時的に休止して事業継続計画(BCP)に基づき早急に事業が再開できるようにする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年1月1日一部変更、同日施行。

平成18年4月1日一部変更、同日施行

平成24年8月1日一部変更、同日施行

平成25年4月1日一部変更、同日施行

平成26年4月1日一部変更、同日施行

平成30年4月1日一部変更、同日施行

令和3年6月1日一部変更、同日施行

令和3年9月1日一部変更・同日施行

令和6年4月1日一部変更・同日施行

[別 紙] (第6条関係)

規程第6条に定める居宅介護支援の内容及び提供方法等は、下表の通りとする。

項 目	内 容 等	備 考
1 居宅サービスに関する相談 (利用者の自宅及び事業所相談室にて)	居宅サービス計画作成、実施状況及びサービスに関する相談・居宅サービス利用割合の説明(訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・認知症通所介護・地域密着型通所介護)等	
2 居宅サービス計画書の作成	(1) 利用者の課題を把握するための調査及び調査票の作成 (2) 居宅サービス計画書の作成	
3 居宅サービス実施状況の把握	(1) サービス計画書に基づく、居宅サービス実施状況の把握	
4 サービス担当者会議の主宰及び関係機関等との連絡調整	(1) 居宅サービス計画書原案に関する居宅サービス機関からの意見聴取及び調整 (2) 居宅サービス計画書原案において訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合の主治医から意見聴取 (3) 利用者の状況に応じた介護保険施設、医療サービス及び福祉サービス提供機関への入所又は入院の紹介及び調整	
5 その他法に定める介護支援専門員が行うべき業務		